別　添

**１　児童発達支援の報酬区分（未就学児支援区分）**

　児童発達支援（児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を対象とする事業所を除く）の基本報酬については、小学校就学前の児童（未就学児）の割合による報酬区分が設けられました。

　報酬区分は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数により、全障がい児に占める未就学児の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定することとなっています。

　ただし、導入時は平成30年4月1日時点での在籍者数（契約者数）に占める未就学児の割合で判定し、導入から３月経過後は、３か月間の延べ利用人数により全障がい児（放課後等デイサービスの利用児童は含みません）に占める未就学児の割合により報酬区分を判定することとなっています。

※児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した障がい児など、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分１ | 未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が**70％以上** |
| 区分２ | 未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が**70％未満** |
| 非該当 | 児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所 |

**◆導入3月後の判定方法**

　平成30年4～6月の3か月間における、未就学児の延べ利用人数を算出・・・Ａ

　平成30年4～6月の3か月間における、全障がい児の延べ利用人数を算出・・Ｂ

**Ａ／Ｂ×100≧70％（未就学児が70％以上）　⇒区分１**

**Ａ／Ｂ×100＜70％（未就学児が70％未満）　⇒区分２**

**◆提出書類**

　児童発達支援の報酬区分が変更となる場合は、以下の書類を提出してください。

・変更届出書（様式第3号）

・報酬算定区分に関する届出書（児童発達支援）

・障がい児（通所・入所）給付費算定にかかる体制等に関する届出書

・障がい児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

**２　放課後等デイサービスの報酬区分（障がい児状態等区分）**

　　放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児を対象とする事業所を除く）の基本報酬については、指標に該当する障がい児（以下、指標該当児）の割合と、授業終了後のサービス提供時間による報酬区分が設けられました。

　　報酬区分は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数により、全障がい児に占める指標該当児の割合を算出し、当該年度の報酬区分１と２を判定します。

　　ただし、導入時は平成30年4月1日時点での在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により判定し、導入から３月経過後は、３か月間の延べ利用人数により全障がい児に占める指標該当児の割合により、判定することとなっています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 指標該当児50%以上 | 指標該当児50％未満 |
| 授業終了後のサービス提供時間　3時間以上 | 区分１の１ | 区分２の１ |
| 授業終了後のサービス提供時間　3時間未満 | 区分１の２ | 区分２の２ |
| 休業日 | 区分１ | 区分２ |

　※主として重症心身障がい児を対象とする事業所の報酬区分は「非該当」となります。

**指標該当児**：以下のＡ～Ｄのいずれかに該当する障がい児

（Ａ）食事、排せつ、入浴、移動のうち３以上の日常生活動作で全介助を必要とする障がい児

（Ｂ）指標（告示第269号別表第二）に掲げる各項目の点数の合計が13点以上と市町村が認めた障がい児

（Ｃ）行動援護の利用者である障がい児

（Ｄ）その他合理的理由があって市町村が認めた場合

※平成30年度中の支給決定更新までは、5領域11項目の調査等により①又は②の場合も可

①食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上で全介助

②行動障害及び精神症状において(1)～(3)のうち「ほぼ毎日」又は「週に１回以上」が１項目以上かつ

　(4)～(7)のうち、「ほぼ毎日」が2項目以上で市町村が認めた場合

**提供時間**：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間

※1日に複数単位を設置する場合は、各サービス提供時間に、単位の数を乗じた数

　（例：サービス提供時間2時間で2単位を設置する場合⇒２×２＝4時間）

**◆導入3月後の判定方法**

　平成30年4～6月の3か月間における、指標該当児の延べ利用人数を算出・・・Ａ

　平成30年4～6月の3か月間における、全障がい児の延べ利用人数を算出・・・Ｂ

**Ａ／Ｂ×100≧50％（指標該当児が50％以上）　⇒区分１**

**Ａ／Ｂ×100＜50％（指標該当児が50％未満）　⇒区分２**

**◆提出書類**

　放課後等デイサービスの報酬区分が変更となる場合は、以下の書類を提出してください。

・変更届出書（様式第3号）

・報酬算定区分に関する届出書（放課後等デイサービス）

・放課後等デイサービス利用児童一覧　※変更後、区分１になる場合のみ提出

・障がい児（通所・入所）給付費算定にかかる体制等に関する届出書

・障がい児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

報酬区分に関する留意点

※１　児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所は、報酬区分の算定及び届出の必要はありません。

※２　多機能型事業所の場合は、各事業を利用する障がい児の数を合算するのでなく、報酬を算定している各サービスの障がい児の延べ人数により算定してください。

※３　導入3月経過後の判定による報酬区分は、30年度末まで適用されます。

**４　届出後の報酬区分の適用について**

　　導入から3月後の見直しにより報酬区分が変更となる場合の適用開始月（7月分報酬から適用するか、8月分報酬から適用するか）については、現在厚生労働省で検討されているところです。

厚生労働省から連絡があれば、府のホームページ等でお知らせします。

平成30年度報酬改定により新設された「看護職員加配加算」についても、導入から

3か月経過後、医療的ケアの判定スコアに該当する障がい児の利用延べ人数等により、加算区分を見直すこととなっています。

詳細は、後日ホームページ等でお知らせします。